

## 第3章

# 全体構想

全体構想



1

2

3

4

5

全体構想

全体構想は、本計画の上位計画であり、本町のまちづくりの指針である第6次五霞町総合計画の基本理念を踏まえつつ、本計画との関連性に考慮しながら立案します。

## 3.1 まちづくりの基本理念・将来都市像

### 3.1.1 まちづくりの基本理念

本町は、利根川、江戸川、権現堂川、中川の4つの河川に囲まれ、平坦な町域に水田、畑が分布する自然豊かな環境に恵まれています。一方、五霞インターチェンジの開通と新4号国道の4車線化により、広域交通アクセスが飛躍的に向上する条件の中、企業立地における産業用地の需要の高まりが期待できます。

このような本町のポテンシャルや特性をベースに、人口減少・少子高齢化社会を始めとした都市を取り巻く状況や、大河川の分流・交流点や県西地域のゲート的な立地特性を有していることを踏まえ、今後の五霞町は、首都圏を連絡する動脈の結節機能を活かした産業（工業・流通）集積の推進による賑わいや活気を生み出すまちづくりを目指すとともに、コンパクトな町域により生じる短所を補完した近隣都市との交流による日常生活圏の設定や観光振興を図り、日常の生活利便性が確保されたまちづくりを目指します。

あわせて、これまで築き上げてきたかけがえのない資産を守り育て、次代に引き継ぐための基盤づくりを推進するとともに、将来にわたって持続的に発展していくまちづくりが求められます。

### 3.1.2 将来都市像

都市計画マスタープランの上位計画である第6次五霞町総合計画で明示された将来像「キラリ★五霞町～快適で居心地のよいまち～」とまちづくりの基本理念を踏まえた将来都市像を実現します。

### 3.1.3 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念、将来都市像を踏まえ、まちづくりを進める上で方向性を「まちづくりの基本方針」として設定します。

#### 快適で活力あるまちづくり

五霞町に住みたい、住み続けたいと誰もが感じることができるような快適な居住環境づくりを行うとともに、便利な生活や都市活動を支える都市基盤づくりを進めていきます。

五霞インターチェンジの開設などによる広域交通利便性の飛躍的な向上を踏まえた新たな産業振興や観光振興に資する土地利用誘導、都市基盤づくりを進めていきます。

#### 魅力と個性あるまちづくり

豊かな自然や歴史・文化は、本町が誇れる地域資源であり、これらを守り、育て、次世代に継承していくことで、魅力と個性あるまちづくりを進めています。

## 安全・安心なまちづくり

誰もが安全で安心して暮らすことができる環境づくりを行うため、誰もがストレスなく暮らせるユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、防災・減災対策による災害に強いまちづくりを進めています。

本町は、大河川に囲まれた都市であり、特に水害に対する危険意識が高いことから、治水対策を積極的に進めています。

## 持続可能なまちづくり

地域の拠点を公共交通ネットワークで連携させ、都市施設等は、計画的な改修・更新に取り組むとともに、効率的な施設管理を進めています。

既成市街地や既存集落地内における低・未利用地を有効的に活用することで、居住地としての集約化を図り、市街地・集落地の維持・充実を図ります。

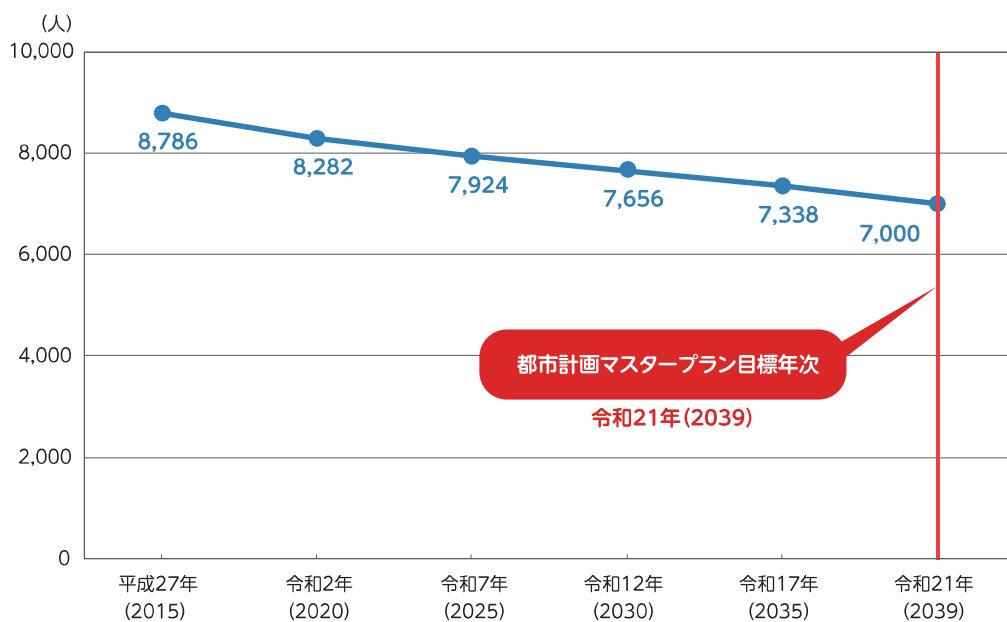
### 3.1.4 将来人口の設定

平成27年（2015年）の国勢調査における本町の総人口は8,786人となっており、減少基調が固定化し、その傾向がさらに増している現状にあります。日本全体が本格的な人口減少社会に突入しており、本町においても引き続き人口減少が続くことが予測されています。

そのため、第6次五霞町総合計画では、「人口減少に歯止めをかけるための施策を展開し、転入の増加、転出の抑制、出生率の向上を図り、人口7,000人を維持することを目指す」として、令和21年（2039年）の将来的な目標人口（定住人口）を約7,000人と定めています。

そこで、都市計画マスターplanの目標年次（令和21年（2039年））における将来人口は、第6次五霞町総合計画の定住人口である約7,000人とします。

五霞町の人口推計案



資料：第6次五霞町総合計画

## 3.2 将来都市構造

人口減少と少子高齢化の更なる進行及びこれらに伴う厳しい財政的制約などが想定される中、都市の将来像を達成するため、本町の特徴であるコンパクトかつ水と緑に囲まれた環境の中で各地域が相互に連携した都市構造を基本とした集約型の都市構造の形成を進めていきます。

都市構造としては、都市を形づくる骨格や性格を「エリア」、「都市核・拠点」、「軸」という3つの要素に分けて、機能や配置を示し、都市の基本的な方向性を整理します。

### 3.2.1 エリアの設定

エリアは、地域特性に応じた計画的な土地利用を形成するための区分を示します。

#### ■ 都市的土地利用エリア

現行の市街化区域を都市的土地利用エリアとして位置づけ、既存ストックを有効活用し、利便性が高く、良好な居住環境の形成と商業、工業の振興を図ります。

#### ■ 自然的土地利用エリア(農業集落)

現行の市街化調整区域を自然的土地利用エリアとして位置づけ、優良な自然や農地の保全に努め、魅力ある田園空間の形成を図ります。

また、遊休農地の有効活用や農業の新たな展開として農業体験の場の整備を検討し、住民が農とふれあえる場、来訪者との交流を促進する環境の形成を進めます。

#### ■ 河川エリア(河川区域)

利根川・江戸川・中川・権現堂川の河川区域を河川エリアとして位置づけ、住民に安らぎと潤いを与える身近な自然資源として、良好な水辺の自然環境や景観を保全するとともに、健康増進やレクリエーション活動などの河川空間の利用を検討します。

#### ■ 都市土地利用を検討していくエリア

町役場周辺や、五霞インターチェンジ周辺の新4号国道と県道西関宿栗橋線に囲まれた区域、県道西関宿栗橋線沿道、都市計画道路小手指小福田線（以下都市計画道路について路線名称を掲載する場合は、路線名称の前に「都」と表示する）や都）小手指元栗橋線沿道及び都）元栗橋江川線沿道など、工業団地の近接地を、都市的土地利用を検討していくエリアと位置づけ、本町のポテンシャルや住民要望などを踏まえた中で、必要に応じて自然的土地利用から住宅や商業機能、工業機能、流通機能などへの転換を検討します。

なお、近隣市町村からの流入人口が5,000人以上いること、土地区画整理事業に伴う雇用の増加を鑑み、町内居住ニーズ及び潜在ニーズが高まっていることが想定されるため、住居系についても検討していくこととしています。

また、都市的土地利用への転換の検討においては、農業上の土地利用との調整を図った上で行います。

### 3.2.2 都市核・拠点の形成

都市核・拠点は、様々な都市機能が集積した都市の核となる場所であり、多くの人々や様々な情報が集まり交流が活発化する地区、町の持続的発展を支える地区を示します。

#### ■ 都市核(複合交流)

五霞インターチェンジ周辺を都市核（複合交流）として位置づけます。

恵まれた交通アクセス条件を活かし、広域からの来訪者を迎える町の玄関口として、人・物・情報の交流拡大に寄与する新たな都市機能の誘導を進めます。

また、五霞ふれあいセンター、福祉センター「ひばりの里」、ごかみずべ公園の近接立地を踏まえ、更なる機能充実を図るため、新たな公共公益施設の集約を検討し、福祉・交流の中核となる拠点空間を創出します。

#### ■ 都市核(複合サービス)

各種公共公益施設や生活サービス施設が集積する五霞町役場周辺を都市核（複合サービス）として位置づけます。

五霞町役場を始め、各種公共公益施設や生活サービス施設の集積を活かし、住民の生活に彩りやアクセントを与える場としての機能の維持・充実を図ります。

#### ■ 地域生活拠点

計画的な住宅団地開発が行われた原宿台地区を地域生活拠点と位置づけます。

日常生活における利便性を高め、暮らしやすい生活環境を創出するため、日常生活に必要な店舗や診療所等の生活利便施設を育成・強化するとともに、地域コミュニティの維持を図ります。

#### ■ 産業振興拠点

活力ある産業活動の基盤づくりを推進するため、産業が集積した既存工業団地を産業拠点に位置づけます。

また、本町の更なる産業振興を目的として、既存工業団地の周辺や広域交通道路沿線、五霞インターチェンジ周辺など交通利便性に優れた区域において、計画的に産業系用地の確保を進めます。

#### ■ レクリエーション拠点

中の島公園、利根川レクリエーション公園、情報・防災ステーションごか一帯と権現堂川の沿川をレクリエーション拠点に位置づけます。

身近な自然資源である水辺の環境を活かし、観光・スポーツ・レクリエーションなど住民の健康を支え来訪者との交流を促進する環境の形成を進めます。

### 3.2.3 都市軸・ネットワークの構成

都市軸は、各拠点を相互に結び人や物の流れを支えるとともに都市の骨格を形成する交通基盤やその沿道などにより構成されます。

#### ■ 広域連携軸

首都圏などとの交流促進と、産業活動を支える広域的な交流軸として、圏央道、新4号国道とその沿道を広域連携軸として位置づけます。

#### ■ 都市連携軸

周辺都市との連携を図るため、町外とつながる都)土与部小福田線、都)小手指小福田線、県道幸手境線、県道西関宿栗橋線とその沿道を都市間連携軸として位置づけます。

上記路線のネットワーク機能を補完し、都市核や各拠点間の連携強化と町内に散在する集落間の交通利便性の向上に資する都)江川・幸主線、都)冬木環状線と主要な町道を都市内連携軸として位置づけます。

#### ■ 観光交流ネットワーク

集落や後背地の田園と一体となった魅力の創造、レクリエーションの振興や住民の健康増進に資する空間として、町内に流れる利根川・江戸川・権現堂川・五霞落川の河川空間と川沿いの町道を観光交流ネットワークとして位置づけます。

将来都市構造図



凡例	
■	都市的 土地利用エリア
■	自然的 土地利用エリア (農業集落地/農地)
■	河川エリア
■	都市的 土地利用を検討していく エリア
○	都市核(複合交流)
○	都市核(複合サービス)
○	地域生活拠点
○	産業振興拠点
○	レクリエーション拠点
—	広域連携軸
—	都市連携軸
■	観光交流ネットワーク

1

2

3

4

5

全体構想

### 3.3 分野別方針

分野別方針は、まちづくりの基本方針を踏まえて、都市計画の取り組み分野を中心とした以下の分野について、今後のあり方についての基本的考え方や取り組み方向などの方針を定めます。

#### 土地利用の方針

#### 道路整備・公共交通ネットワーク形成の方針

#### 公園・緑地の整備・保全の方針

#### 自然環境保全・都市環境形成の方針

#### 市街地・集落地の整備の方針

#### 都市防災の方針

#### 福祉のまちづくりの方針

##### 3.3.1 土地利用の方針

###### 1 基本的な考え方

土地利用の方針では、先に示した将来都市構造のうち各エリアを基本として、より詳細な土地利用の配置計画を示します。

将来の土地利用の配置に当たっては、本町の有する広大な農地などの豊かな自然環境を下地として、潤いのある環境と日常的な生活や産業経済などの都市活動が融合・共生し、住民生活を持続させることができるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。

###### 2 土地利用の方針

###### a 都市的土地利用エリア

###### ア. 住宅系土地利用

###### 原宿台・土与部の一部

面的整備された低層戸建ての住宅地として、周辺の自然環境と調和のとれた緑豊かな落ち着いた雰囲気のゆとりある居住環境を維持します。

あわせて、住民の生活利便に資する買い物環境や医療、子育て支援体制の充実などを進めることで、満足度の高い良好な住居環境の維持増進を図ります。

## イ. 商業系土地利用

### 原宿台

住民の日常的な購買需要を賄う拠点的な役割を有する地区として、地域に密着した利便性の高い商業機能の維持増進を図ります。

## ウ. 工業系土地利用

### 五霞インターチェンジ周辺

五霞インターチェンジ周辺においては、引き続き交通利便性を活かした新たな活力創出の拠点となるよう、物流関連事業所や地域振興に寄与する事業所などを計画的に誘導します。

### 川妻・土与部・江川

既に工業系土地利用が形成されている既存工場団地については、良好な操業環境の創出に努めつつ、現在の工業系土地利用の維持増進を図ります。

工業団地内の緑化・修景、大気汚染や水質汚濁などの公害対策など、周辺の自然環境や集落環境に配慮した環境づくりを促進し、工業地として良好な環境の形成を図ります。

## エ. 複合的機能用地・公共公益施設集積地

### 五霞インターチェンジ周辺

本町の玄関口であると同時にまちの顔となる地区であることから、交通結節点機能を活かした自動車交通によるアクセス環境及び地域住民が歩いて快適にアクセスできる環境と、集客力のある道の駅「ごか」を活用して、都市拠点にふさわしい土地利用を形成します。

### 小福田・新幸谷・ひばりの里周辺

住民の日常生活を支える公共公益施設の集積と交通利便性を活かし、既存施設の維持増進や施設の更新とあわせた複合化などを図り、魅力ある都市空間を形成するとともに、町の顔にふさわしい景観形成を図ります。

## オ. 土地利用転換検討地

五霞インターチェンジ周辺は、住民ニーズや企業進出意向などを踏まえ、本町の産業振興拠点の一翼を担う地区として、拠点としての機能や魅力を高め、又は補完していく産業機能などの誘導を検討します。

県道等幹線道路の沿線は、沿道にふさわしい土地利用の展開を検討していきます。（県道幸手境線バイパス、都）小手指小福田線、都）元栗橋江川線、都）小手指元栗橋線）

既存工業団地の縁辺部については、団地内への企業立地・企業定着が進行していることを踏まえ、今後とも企業立地・企業定着の動きを維持・継続させていくために、必要に応じて既存工業団地の拡充を図ります。

当該土地利用転換検討地における新たな用地の確保に当たっては、「市街地開発事業等とあわせた市街化区域への編入」や「市街化調整区域における地区計画」の活用、「区域指定（開発許可制度）」の導入など、必要に応じた都市計画環境の整備を図り、周辺環境との調和を前提とした計画的な土地利用転換を図ります。

1

2

3

4

5

全体構想

1

2

3

4

5

全体構想

## b 自然的土地利用エリア

### ア. 農業集落地

周囲の農地や水路・河川と調和した都心では感じられない環境を維持しつつ、低層住宅から成る住宅地として、快適な居住環境の維持増進に努めます。

既存集落地の整備に当たっては、基本的には無秩序な市街化を抑制しつつ、集落コミュニティの維持に必要な開発は、「市街化調整区域における地区計画」の活用や「区域指定（開発許可制度）」を導入して、適切な土地利用形成を図ります。

### イ. 農地

町内に広がる一団の農地は、農業振興を図る優良農地として保全していくとともに、身近な生物の生息環境、景観資源、防災などの多面的な機能を持つことからも、集落に隣接する緑地空間として保全を図ります。

農業体験などの展開により、遊休農地の有効活用や営農地の維持を目指します。

### ウ. 河川・水面

住民に安らぎと潤いを与える身近な自然資源として、良好な水辺の自然環境や景観を保全するとともに、健康増進やレクリエーションの場としての活用を推進します。

利根川や江戸川、権現堂川に整備されている堤防上散策路・サイクリングロードのネットワーク性の向上などを図り、住民や来訪者が気軽に安心して散策ができる空間を形成します。

### エ. 主要公園・広場施設用地

#### 山王

レクリエーション拠点を構成する中の島公園、利根川レクリエーション公園、情報・防災ステーションなどが活用して、広域的な求心性と自然とのふれあいの場としての機能・魅力を高めていきます。

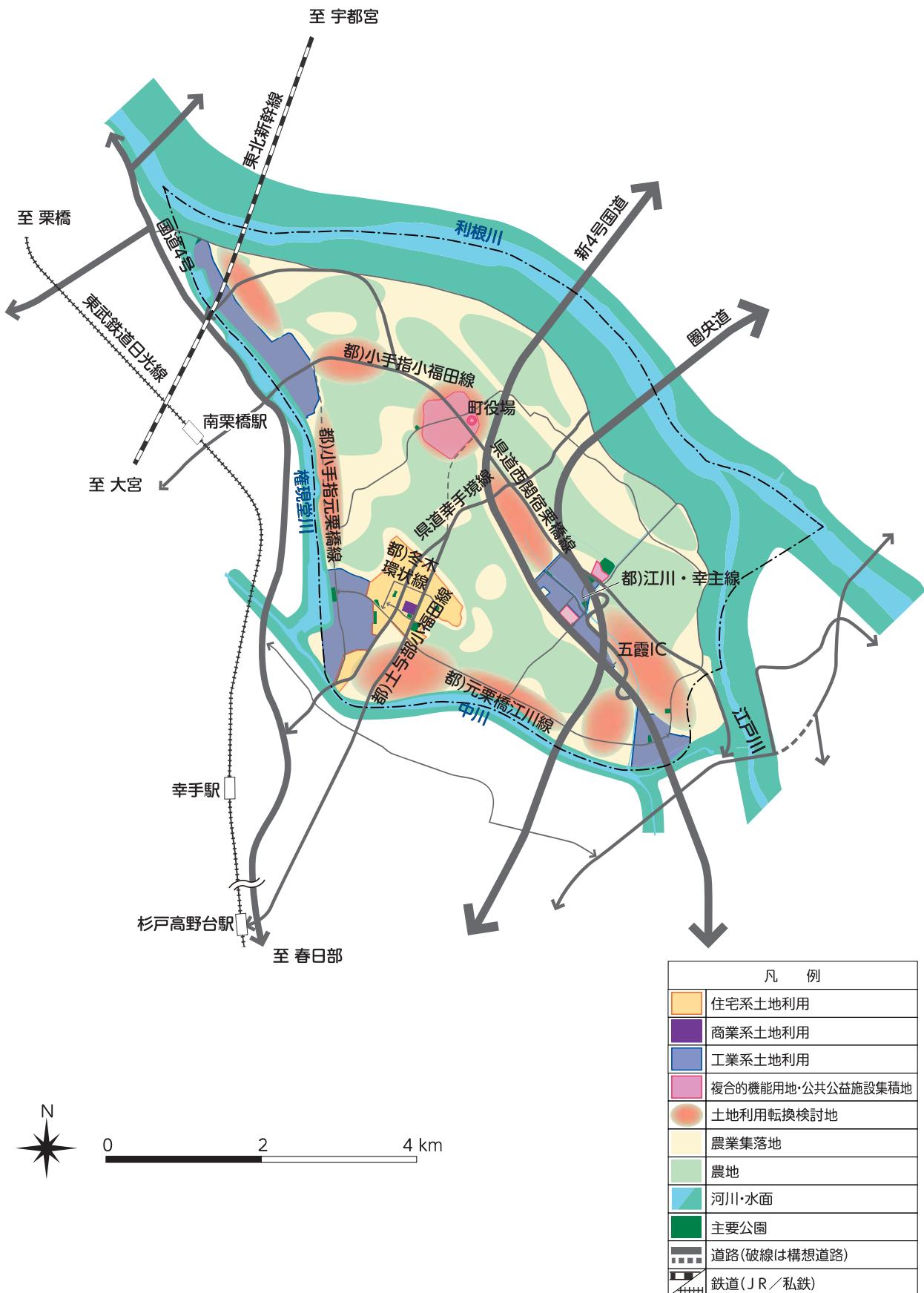
#### その他

原宿台の都市公園や農村公園等は、地域住民の憩いの空間やコミュニティの醸成の場となる施設であり、維持増進に努めます。

1  
2  
3  
4  
5

全体構想

土地利用の方針図



### 3.3.2 道路整備・公共交通ネットワーク形成の方針

#### 1 基本的な考え方

本町は周囲を河川によって囲まれているため、周辺都市との連絡は制約を受けます。特に利根川、江戸川の渡河ルートは今後も限定されることから、町内及び周辺都市に位置する渡河ルートを踏まえた交通軸の形成を図ります。一方で、圏央道や新4号国道の整備を始めとした道路網の充実により、生活圏が拡大し様々な交流が展開しつつあり、こうした状況は更に高まることが予想されます。

そのため、広域的な交通体系と適切に連携した骨格的な道路ネットワークの形成により、活発化する様々な交流を、本町の発展や活力につなげていく必要があります。

また、都市の維持と便利な住民生活を実現するために、公共交通サービスの利便性の向上に努める必要があります。高齢者や障害のある方などへの対応に配慮した、安全・安心で便利な交通手段・環境を確保するため、交通バリアフリー化の推進や多様な公共交通ネットワークの形成を図ります。

#### 2 道路整備・公共交通ネットワーク形成の方針

##### a 円滑な都市活動や住民生活を支える効率的な幹線道路網の形成

段階的な役割を持つ広域幹線道路、主要幹線道路、幹線道路を適切に配置し、便利で効率的な幹線道路網を整え、広域間及び地域内の交通の円滑化を図ります。

###### ア. 広域幹線道路

###### 《役割》

広域連携軸として、首都圏・都市間の広域交通を処理します。

###### 《対象路線》

- ・圏央道
- ・新4号国道

###### 《整備の方針》

広域間における円滑な都市活動や住民生活を支える広域幹線道路としての役割・機能を関係機関と協力して維持していくとともに、道路管理者と協議を行いながら、早期整備に向けた検討を進めます。

## イ. 都市間幹線道路

### 《役割》

周辺都市との連携軸として、広域幹線道路を補完するとともに、本町と周辺都市との主要な都市間交通を支えます。

### 《対象路線》

- 県道幸手境線
- 県道西関宿栗橋線
- 都) 小手指小福田線（町道9号線）
- 都) 土与部小福田線（町道6号線）

### 《整備の方針》

県と協力しつつ現在の交通基盤の維持に努めるとともに、歩道未設置区間の改修などを働きかけ、交通安全及び交通の円滑化を促進します。

## ウ. 都市内幹線道路

### 《役割》

広域幹線道路や都市間幹線道路と町内の各地区、町内の各地区間を連絡する主要な連携軸として、町内における都市間交通を支えます。

### 《主な対象路線》

- 都) 元栗橋江川線（町道8号線）
- 都) 小手指元栗橋線（町道7号線）
- 都) 江川・幸主線（町道5号線）
- 都) 冬木環状線（町道3101号線）
- 町道1号線 ほか

### 《整備の方針》

各路線の機能・役割を踏まえつつ、整備の優先度などに応じて、未整備路線・区間の計画的な整備や既存道路の拡幅整備などを進めます。

1

2

3

4

5

全体構想

### b 生活に密着した道路ネットワークの整備・改善

生活道路は、歩行者の安全性の確保、緊急時の対応などを図るため、道路の新設、狭い道路の拡幅、線形改良、隅切り、歩行者空間の確保など、各地区の実情に合わせた安全対策を進めます。特に通学路は、子供が安全に通学できるよう重点的に整備を進めます。

公共公益施設等へのアクセスや地域資源のネットワークを考慮しながら、遊歩道や歩道の整備を進め、円滑に移動できる歩行者ネットワークや自転車が利用しやすい環境を形成します。

利根川及び江戸川堤防上に整備されているサイクリングロードは、沿川都市との広域的な連絡を担う交通動線であるとともに、住民の生活やレクリエーション活動に資する重要な機能を有するため、今後とも現在の機能の維持・充実を施設管理者に働きかけ、安全性と利便性の向上に努めます。

### c 効率的な維持管理の推進

路面状態の調査を基に、老朽化している路線から優先的に舗装の補修を行うなど、道路を常時良好な状態に保つように努め、その道路の機能を維持するための適切な維持管理を図ります。

また、道路里親制度の活用を拡大し、維持管理の促進を図ります。

### d 公共交通の利便性の向上

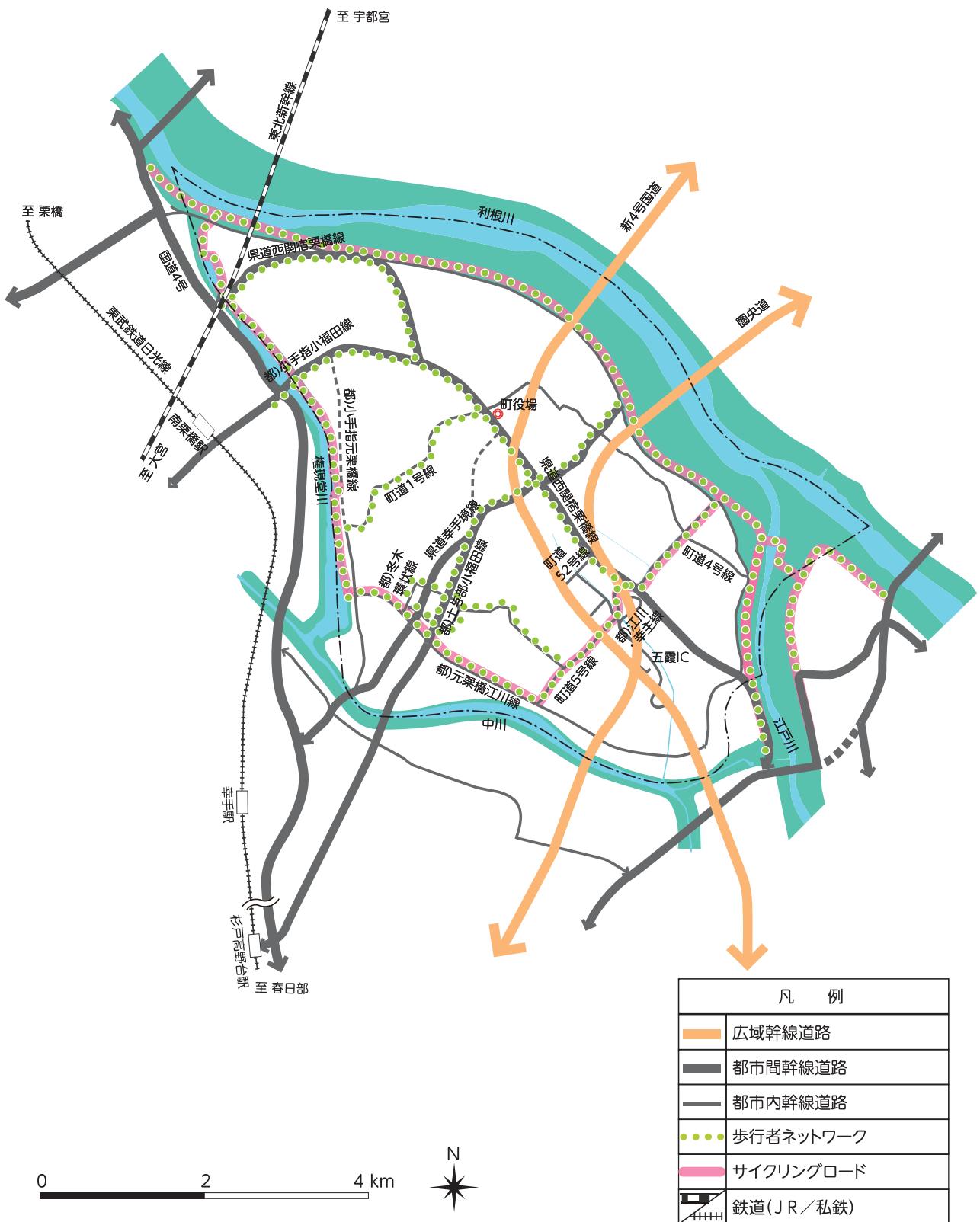
鉄道駅が立地しない本町の主要な公共交通であるバス交通については、通勤、通学時の重要な足であり、また高齢者や障害のある方など住民の移動手段であることから、現行機能を維持しつつ、民間の路線バスとコミュニティバスごかりん号、公共交通空白地有償運送の連携のもとで、利便性の向上を図ります。

また、五霞町地域公共交通網形成計画に基づき、運行ルートの更新やバス停の設置などを検討します。

1  
2  
3  
4  
5

全体構想

道路整備の方針図



### 3.3.3 公園・緑地の整備・保全の方針

#### 1 基本的な考え方

公園・緑地は、人々の憩いやスポーツ・レクリエーション活動の場、あるいは災害時の避難場所など、多様な機能を持つオープンスペースであり、住民が将来にわたって、ゆとりと豊かさを実感できるまちづくりを進めていく上で、極めて重要な要素であります。

本町は、四方を河川に囲まれ、緑地と水辺に恵まれており、今後もこれらの資源を効果的に活用しながら、公園・緑地の維持充実に努めていきます。

また、ふるさとの歴史・文化資源の公園的な活用を図り、身近に感じられ、地域への愛着が醸成される場としての形成を目指します。

#### 2 公園・緑地の整備・保全の方針

##### a 町のシンボルとなる広域的な公園の活用

中の島公園、利根川レクリエーション公園、情報・防災ステーションごかを広域レクリエーション施設と位置づけ、利根川や江戸川の河川敷の水辺・緑地空間と一体となったレクリエーション空間としての機能の充実を図ります。

あわせて、利根川、江戸川流域による川のまちネットワークの形成も踏まえ、堤防上の散策路・サイクリングロードの充実化を河川管理者に要望していくとともに、サイクリングロード等を通じて隣接する境町や千葉県野田市との連携を図り、観光交流機能の強化に努めます。

##### b 身近な公園の整備・活用

主要公園は、都市公園に定められたもの及び街区公園の基準に見合う面積を有するもので、町が所有する公園（公共施設緑地）とします。日常的に地域住民が利用できる公園が計画的に整備・配置されており、今後とも維持充実に努めるとともに、五霞町都市公園条例の基準に見合った整備を検討します。

その他公園は、都市公園を除く農村公園等公共施設緑地とします。農業集落部においては、地区により農村公園の整備水準に隔たりがあるものの、集落内及び集落近傍に位置する農地や神社仏閣、河川敷などのオープンスペースを公園的に活用するとともに、必要に応じて新たな公園を確保・整備します。

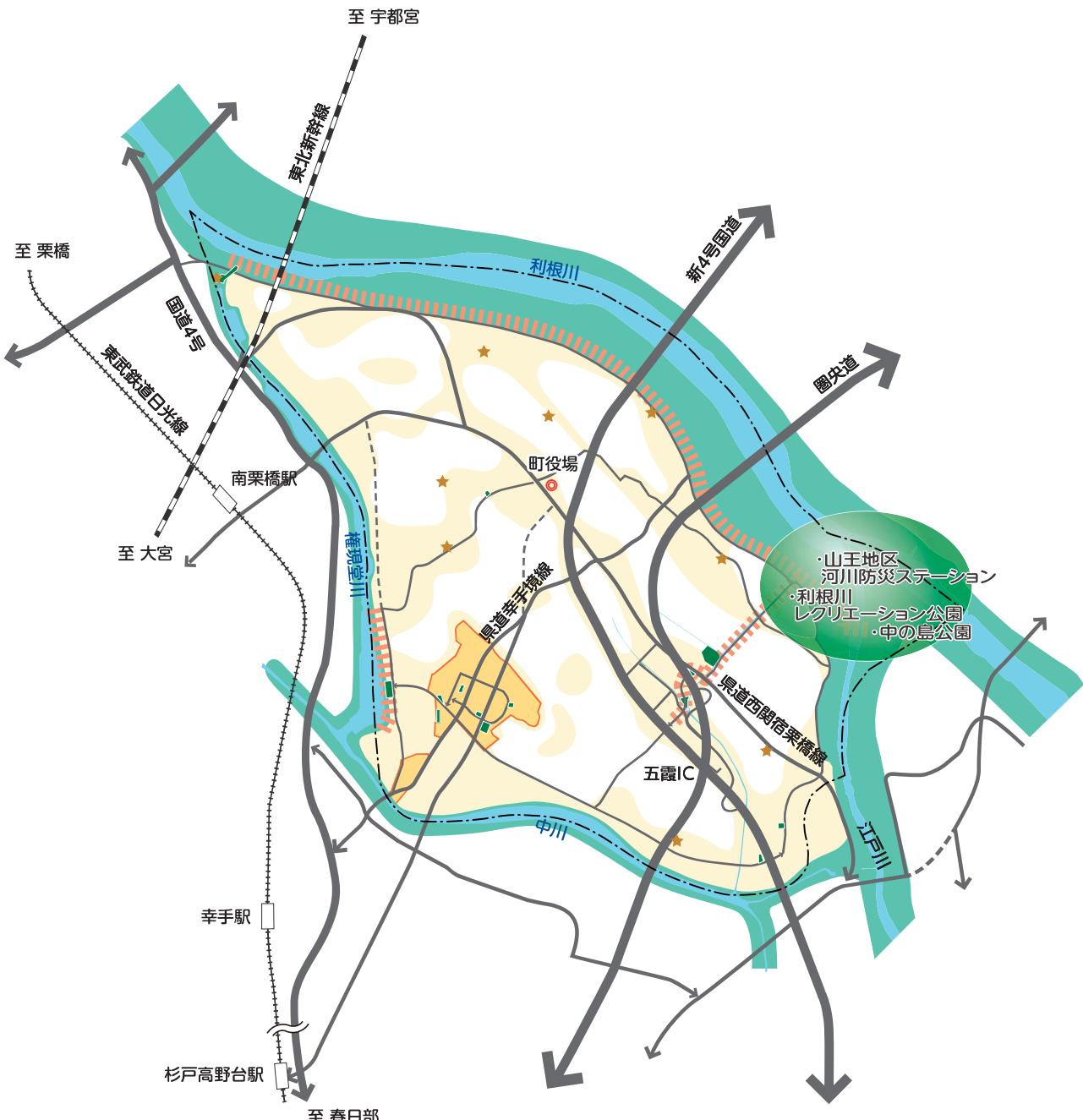
##### c 公園・緑地の適切な管理

公園・緑地の整備や日常的な維持管理については、地域住民と行政が協力して進めていくため、ワークショップやアドプト制度などの仕組みを検討します。

1  
2  
3  
4  
5

全体構想

公園・緑地の整備・保全の方針図



凡 例	
	広域レクリエーション施設
	主要公園
	その他の公園
	緑道
	市街地／集落地
	鉄道(JR／私鉄)

### 3.3.4 自然環境保全・都市環境形成の方針

#### 1 基本的な考え方

五霞町らしさを特徴づけている河川空間と、農地や平地林・屋敷林などの民有緑地からなる自然環境は、将来にわたって継承すべき貴重な財産として、その保全に努めます。

また、町全体としての調和のとれた景観形成を前提に、地域ごとの特性を踏まえながら、五霞町らしい良好な景観の形成を図ります。特に町役場周辺は多くの住民が足を運ぶ地区であることから良好な都市環境の形成に努めます。

#### 2 自然環境保全・都市環境形成の方針

##### a 自然環境の保全と都市との共生

###### ア. 河川・水辺空間の保全

利根川・江戸川の沿川は、利根川・菅生沼近郊緑地保全区域及び河川保全区域に指定され、豊かな自然や生態系が残されていることから、貴重な自然環境資源として今後とも積極的に保全していきます。また、河川敷や堤防上については、レクリエーションの場としても活用していくとともに、環境教育などの場としての活用を検討します。

権現堂川、中川、五霞落川などの河川や農業用水などの水辺を身近に感じられる環境を町の資源として保全していくとともに、適切に管理します。

###### イ. 平地林・屋敷林の保全

町内及び町近隣に山地を有しない本町においては、平地林や屋敷林などは貴重な自然資源であり、生態系の維持やランドマークとしての景観、居住環境へのアクセントといった効能が期待されることから、地域制緑地の指定などの検討も含めた自然環境の保全と住環境との共生に努めます。

###### ウ. 農地の保全

町内の農地の大部分は、農用地区域に指定され、また農業基盤整備も実施されていることから、今後とも適切な保全に努めます。一方で、遊休農地の増加により環境の悪化が見られることから、遊休農地と農業法人などとのマッチングや農業体験の場としての活用を検討します。

##### b 地域に応じた特色ある都市環境の形成

五霞インターチェンジ周辺や町役場周辺は、住民や来訪者を迎える結節点・ゲートであり、本町の第一印象を感じる地区であることから、建物の修景や敷地内及び道路緑化など、魅力的な都市環境づくりを進めます。

また、一団の水田が広がる景観は、本町の個性となる田園集落の原風景であることから、土地利用施策や産業振興施策と連携した中で、良好な田園景観を保全します。

神社仏閣や史跡などの歴史・文化的資源とそれらに付随する周辺の緑地は、将来的にも本町の重要な景観資源として保全に努めます。

## C 住民・事業者・行政の連携による景観の整備

良好な景観の形成を促進するため、景観法等の諸制度を活用した施策実施について検討していくとともに、住民・事業者・行政の連携による景観づくり・景観保全を進めます。

### 3.3.5 市街地・集落地の整備の方針

#### 1 基本的な考え方

人口減少・超高齢社会や都市インフラの経年劣化などに対応し、快適に暮らせる良好な居住環境を確保するため、地域ごとの課題や特性に応じて、きめ細かな市街地整備、集落地整備を推進します。

特に、本町においては市街化調整区域の集落地が主たる居住の場となっていることから、農業施策や土地利用規制との調整を図りつつ、集落地における居住環境整備を目指します。

#### 2 市街地・集落地の整備の方針

##### a 住宅市街地における良好な居住環境の形成

土地区画整理事業等により計画的に開発され、良好な市街地環境を形成している地区では、現状の環境の維持・保全を図ります。

行き止まり道路や狭い道路が分布し、道路整備や防災力の強化が必要と考えられる地区では、地元意向を踏まえ、住民参加を基本にまちづくりのルールを検討します。

既設の公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設の適切な維持管理を進めるとともに、公共下水道への統合や広域化など施設の合理化に向けて検討します。

市街地・集落地内で発生している空き家や空き地については、有効活用や適切な管理を促進し、良好な居住環境の形成を図ります。

##### b 既存集落地のコミュニティの維持・保全

既存集落地には、永年にわたる居住地としての歴史や固有の雰囲気があり、市街地と異なる特性を持っています。特に、本町にあっては神社仏閣を中心に集落が形成されている環境を活かしつつ、住環境に配慮し、既存の施設を活用した整備を進めます。

地区計画制度や一定の開発行為を容認する区域指定制度について、現状の土地利用の状況を勘案しながら導入の検討を行うなど、既存集落の活力の維持・向上に努めます。あわせて、二地域居住やIターンの需要を踏まえた、新規住民の居住促進につながる方策を検討します。

##### c 自然資源・歴史資源と調和した居住環境の形成

既存集落地における緑の豊かさは、計画的に整備された市街地に見られない部分であり、景観形成の重要な要素となるため、これらの貴重な緑との調和を図るための保全・活用方策の検討を進めます。

既存集落地の近辺に、祠や道祖神が立地している環境を踏まえ、集落づくりに歴史性を付加することを検討し、ふるさとの歴史を伝えていきます。

### 3.3.6 都市防災の方針

#### 1 基本的な考え方

東日本大震災や平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨を始めとした近年の自然災害に対応するため、インフラ施設や市街地の整備などのハード対策を計画的に推進するとともに、防災情報の提供などのソフト対策の充実を図り、地域ごとの特性に応じた災害に強いまちづくり、災害リスクに応じた防災と減災を意識したまちづくりを推進します。

#### 2 都市防災の方針

##### a 水害への対策

利根川流域や江戸川浸水想定区域などの水害発生の危険性がある区域を中心に、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業の推進・早期完成を、引き続き関係機関に働きかけ、安全性の確保に努めます。また、河川への流出量を抑えるため、農地や平地林を適切に管理し保水機能を維持していくとともに、開発などに対して雨水流出抑制施設の設置などの治水対策を促進します。

集中豪雨時などの急激な河川の増水を未然に防止するため、危険箇所の実態の調査と水路・河川の適切な維持管理を進めるとともに、必要に応じて排水路整備などの災害防止策を検討します。

浸水危険区域については、周辺住民に対して、五霞町水害ハザードマップ（利根川浸水想定区域・江戸川浸水想定区域）などにより、当該地域が浸水危険区域であることを周知していきます。

また、気候変動を踏まえた治水のあり方について、国などで検討が進められており、これらの動きに適切に対応しながら、時代の要請に見合った治水対策を展開します。

##### b 大規模地震災害への対策

居住地においては、地区の実情に合わせ、狭い道路の拡幅、公園等のオープンスペースの確保など、都市基盤施設の整備・改善を進めるとともに、建物の耐震化・不燃化、危険なブロック塀の撤去・改善などを促進します。

特に、不特定多数の人々が利用する公共公益施設や、災害発生時の防災拠点となる公共公益施設の耐震化を促進します。

上下水道施設については、耐震性の確保に努めます。

##### c 避難環境の確保

災害発生時に避難路や救援経路、延焼遮断帯としての機能を有する幹線道路等の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備を推進し、安全性の確保を図ります。

災害時に必要となる生活必需品や食料の備蓄基地となる町役場については、優先して防災機能の維持・充実を図ります。

また、災害時の避難や応急活動を支える緊急輸送道路に位置づけられている圏央道や新4号国道の機能強化を、引き続き関係機関に働きかけ、移動性の確保に努めます。

ほかに、災害発生時の復旧活動拠点や避難拠点として整備された山王地区河川防災ステーションの維持・充実を図ります。

### 3.3.7 福祉のまちづくりの方針

#### 1 基本的な考え方

超高齢社会の到来や少子化の進行が、本町のみならず全国的な課題となっている中で、高齢者や子供と子育て世代など、多様な世代において求められる環境づくりを進め、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

#### 2 福祉のまちづくりの方針

##### a 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり

買い物や余暇、行政サービスの利用など、生活における様々な場面において、高齢者や障害のある方など、誰もが気軽に利用でき、等しく社会参加できるよう、既存の公共施設の改修などにあわせてバリアフリー化を図り、新設する都市施設にはユニバーサルデザインの導入を進めます。

また、通学路の安全対策などを通じて、安心して子供を生み、健やかに育てることができる環境づくりを計画的に推進します。

##### b 回遊性や移動しやすさを高める歩行空間の形成

歩行者ネットワークは、他の道路にまして歩行環境への配慮が必要であり、福祉のまちづくりを進める上での重要な路線です。そのため、道路のバリアフリー化とともに、休憩スポットの適正配置、安全施設や案内施設の整備などにより、安心で快適な道づくりを進めます。

医療・福祉施設や町役場、近隣市町に位置する鉄道駅などを結ぶ公共交通の充実を図り、誰もが目的地まで移動しやすい環境づくりを進めます。

